

標準引越運送約款

第一章 総則

(適用範囲)

第一条 この約款は、一般貨物自動車運送事業者により行う運送のうち車両を貸し切ったるもの引越運送及びこれに附帯する荷運り、不用品の処理等のサービスに適用される。ただし、事業所等の特約であつて、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。

- この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

(受付日時)

第二条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

- 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

第二章 見積り

(見積り)

第三条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」という。)を行います。

- 見積りを行うときは、次の事項を記載した見積書を申込書に発行します。
 - 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - 荷物の受取日時及び引渡日
 - 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
 - 運賃等の合計額、内訳及び支払方法
 - 解約手数料の額
 - 当店の名称、営業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び間い合わせ窓口電話番号
 - 荷送人及び荷受人並びに当店が行う作業内容
 - その他見積りに関し必要な事項
- 前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに横込み又は取卸し作業等に応じて運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。
- 見積りの請求は、荷送人の利益のために、当店の同意を得た場合に限り、下見に要した費用を請求することがあります。この場合には、見積りを行う前にその金額を申込者に通知し、了解を得ることとします。
- 当店は、見積りの際、内金、手付金等(前項ただし書の規定による下見に要した費用を除く。)を請求しません。
- 当店は、見積り時に申込者に対して、この約款を提示します。
- 当店は、見積書に記載した荷物の受取日の二日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

第三章 運送の引受け

(引受拒絶)

第四条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することがあります。

- 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 運送に適する設備がないとき。
- 運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。
- 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 天災その他やむを得ない事由があるとき。

2 荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶することがあります。

- 現金、有価証券、宝玉石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等荷送人において携帯することができる貴重品
- 火災類その他の危険物、不潔な物品その他の荷物を損害を及ぼす恐れのあるもの
- 動物、ヒヤシ、害虫品、腐食品等運送に当たって特別な管理を要するもの
- 荷物と同時運送することによる危険を生ずるもの
- 申込者が第八条第一項の規定による他の種類及び性質の申告をせず、又は同条第一項の規定により点検の同意を与えないもの

(連絡運輸又は利用運送)

第五条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第四章 荷物の受取

(荷物の受取を行う日時)

第六条 当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受け取ります。

(荷送り)

第七条 荷送人は、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に依りて、運送に適するように荷送りしなければなりません。

- 当店は、荷物の荷受けが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷送りを要求し、その旨を荷送人に通知し、必要に応じて運送を行います。
- 前二項の規定にかかわらず、当店は荷送人からの申込みに応じて、荷送人の負担により必要な荷送りを行います。

(荷物の種類及び性質の確認)

第八条 当店は、荷物を受け取取時に、第四条第二項各号に掲げる荷物、貴重品(第四条第一項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)壊れやすいもの(パソコン等の電子機器を含む。第二十四条第二項において同じ。)、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送に特段の注意を要するもの有無並びにその種類及び性質を申告することを荷送人に求めます。

- 当店は、前項の場合において、その種類及び性質につき荷送人が告げたことに疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。
- 当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したものと異なるなりときは、そのために生じた損害を賠償します。
- 第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担となります。

第五章 荷物の引渡し

(荷物の引渡しを行う日)

第九条 当店は、見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を荷送人又は荷受人に対して通知します。

(荷受人が不在の場合の措置)

第十条 荷受人が見積書に記載した引渡日に引渡先不在のおそれのある場合には、あらかじめ荷送人に対し、荷受人に代つて荷物を受け取る者(以下「代理受取人」という。)の氏名及び連絡先の情報を求めます。

- 荷受人が見積書に記載した引渡日不在である場合は、当該代理受取人に対する荷物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

(引渡しができない場合の措置)

第十一条 当店は、荷受人又は代理受取人(以下「荷受人等」という。)を確認することができないときは、荷受人等が荷物の受取を怠りつたときは、遅くはその他が指定の引渡し先へ荷物を受け取ることができるときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

- 前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に必要な費用は荷送人の負担となります。

(引渡しができない荷物の処分)

第十二条 当店は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷物を倉庫営業者に寄託し又は供託し若しくは競売することがあります。

- 前項の規定による処分を行ったときは、遅滞なくその旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 第一項の規定による処分に必要な費用は、荷送人の負担とします。
- 当店は、第一項の規定により競売したときは、その代価の全部又は一部を運賃等並びに指図の請求及び搬送に必要な費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

第六章 指図

(指図)

第十三条 荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図を行うことができます。

- 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡した時に消滅します。

(指図に応じない場合)

第十四条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときには、前条第一項の規定による荷送人の指図に応じないことがあります。

- 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第七章 事故

(事故の際の措置)

第十五条 当店は、荷物の全部の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

- 当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分のき損を発見したときは、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 前項の場合において、指図を得つたときから、又は当店の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の同意を得た場合に限り、遅延経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をします。
- 当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 第一項の規定にかかわらず、当店は運送上の支障が生ずると認められる場合には、荷送人の指図に応じない場合があります。
- 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 当店は、荷物の一部が滅失又はき損を発生したときは、荷送人の指図を求めずに運送を継続した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(危険品等の処分)

第十六条 当店は、荷物が危険品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるものであることを運送の途上を知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分を必要とする処分をしたときは、荷送人の負担とします。

- 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第十七条 当店は、荷物の滅失、き損又は遅延に関し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日(滅失のときは見積書に記載した引渡日)から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

第八章 運賃等

(運賃及び料金)

第十八条 運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

- 運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 当店は、申し込みに基づいた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を受取ります。

(運賃等の受取)

第十九条 当店は、荷物を受け取るときに見積書に記載された支払方法により、荷送人が運賃等を受取ります。

- 当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を受取ります。
 - 運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
 - 運賃等の合計額及びその内訳(運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。)
- 当店の名称、住所、電話番号及び間い合わせ窓口電話番号
- その他運賃等の受取に必要事項

- 前項各号について、当店は見積書に記載した内容に準拠して記載します。ただし、見積りを行った後に当該内容に変更が生じた場合は、当該変更に応じて所要の修正を行います。
- 前項ただし書の規定において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した金額と異なることとなった場合は、実際の要する運賃等の合計額及びその内容の修正を行います。
- 実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等(以下「見積運賃等」という。)の合計額より少ない場合は、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正します。
- 実際に要する運賃等の合計額が見積運賃等の合計額を超える場合は、荷送人の責任による事由により見積運賃等の算出の基礎に変化が生じたときに限り、実際に要する運賃等について見積り及び受取を修正します。
- 当店は、第一項の規定にかかわらず、荷物を引き渡した後に荷受人等から運賃等を受取るときは、第一項の規定にかかわらず、この場合においても、第二項から前項までの規定を準用します。

(平成 2 年 11 月 22 日 運輸省告示第 577 号)
最終改正/平成 15 年 3 月 3 日 国土交通省告示第 170 号

(事故等と運賃、料金)

第二十条 当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分に要する運賃、料金その他の費用を受取り、並びに当店が既に行った運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を受取ります。

- 当店は、第十五条第一項に規定する荷物の全部の滅失又は同条第二項に規定する荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分のき損が生じた場合は、当該事故が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、当店が既に行った運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を受取ります。
- 第一項、第二項及び第四項の場合において、当店が既にその第四項の規定により当店が受取ることとしていた金額に充当し、余剰があるときは払い戻します。

(解約手数料又は延期手数料等)

第二十一条 当店は、解約手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は受取日の延期の原因が荷送人の責任によるものであって、解約又は受取日の延期の指図が見積書に記載した受取日の前日又は当日に行われたときに限ります。ただし、第三条第七項の規定による確認を行わなかった場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。

- 前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。
 - 見積書に記載した運賃の十パーセント以内
 - 見積書に記載した受取日の当日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき、見積書に記載した運賃の十パーセント以内
- 解約の荷送人が荷送人の責任による場合には、解約手数料とは別に、当店が既に実施し、又は着手した附帯サービスに要した費用(見積書に明記したものに限り。)を受取ります。
- 第一項ただし書の規定は、前項の費用の受取について準用します。

第九章 責任

(責任と举证)

第二十二条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷送り、受取、引渡し、保管又は運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物その他のものの滅失、き損又は遅延による損害賠償の責任を負い、速やかに賠償します。

(免責)

第二十三条 当店は、次の事由による荷物の滅失、き損又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 荷物の自然、自然の消耗
- 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- ストライキ若しくはサボタージュ、社会的騒擾その他の事由又は強盗
- 不可抗力による火災
- 予見できない異常な交通障害
- 地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- 法令又は公権力の発動による運送の禁止、開封、没収、差押え又は第三者への渡し
- 荷送人又は荷受人等の故意又は過失

(引受制限荷物等に関する特別)

第二十四条 第四条第二項各号に掲げる荷物については、当店がその旨を知りて引き受けをした場合は、引渡日は、当該荷物の滅失、き損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

- 貴重品、壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送に特段の注意を要する荷物(第八条第二項各号に掲げるものを除く。)(については、荷送人が第八条第一項の規定によるその旨の申告をせず、かつ、当店が過失なくその存在を知りながら受取った場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた当該荷物の滅失若しくはき損又は当該荷物により生じた他の荷物の滅失、き損若しくは遅延について、損害賠償の責任を負いません。)

(責任の特別消滅事由)

第二十五条 荷物の一部が滅失又はき損についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知をしない限り消滅します。

- 前項の規定は、当店がその損害を知って荷物を引き渡した場合には、適用しません。

(損害賠償の額)

第二十六条 当店は、荷物の滅失又はき損により直接生じた損害を賠償します。

- 当店は、遅延により生じた損害については、次の各号の規定により賠償します。
 - 見積書に記載した運賃日時に荷物の受取をしなかったとき、受取遅延により直接生じた財産上の損害(運賃等の合計額の範囲内)を賠償します。
 - 見積書に記載した引渡日に荷物の引渡しをしなかったとき、引渡遅延により直接生じた財産上の損害(運賃等の合計額の範囲内)を賠償します。
 - 第一号及び第二号が同時に生じたときは、受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内を賠償します。
- 前項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失により荷物の受取又は引渡しの遅延が生じたときは、当店はそれにより生じた損害を賠償します。

(時刻)

第二十七条 荷物の滅失、き損又は遅延については、当店の責任は、荷受人等が荷物を受け取つた日から一年を経過したときは、時刻によって消滅します。

- 前項の期間は、荷物の全部が滅失した場合においては、見積書に記載した引渡日からこれを起算します。
- 前二項の規定は、当店がその損害を知って荷受人等に告げなかった場合には、適用しません。

(連絡運輸又は利用運送の際の責任)

第二十八条 当店が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、この運送上の責任は、この約款の定めにより当店が負います。

(荷送人又は荷受人等の賠償責任)

第二十九条 荷送人又は荷受人等は、自らの故意若しくは過失により、又は荷物の性質若しくは欠陥により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければならない。ただし、荷送人又は荷受人等が過失なくその性質若しくは欠陥を知らなかつたとき、又は当店がこれを知らなかつたときは、この限りではありません。